

(様式第1号)

## 指摘事項に係る措置状況報告書

交流共創部 観光文化振興課

監査期間 令和3年2月 4日から  
令和3年3月22日まで

指摘事項	措置状況
臨時職員の給与等及び通勤手当について	再度、適正に計算し、臨時職員へ支払いをした。
積算誤りに伴う未払いが散見された。	今後は誤りがないよう計算し、臨時職員の給与及び通勤手当の支払いをする。
全額前払いとして支出している委託料について、客観的に契約金額に移動が生じた場合は精算を伴うものであるが、変更契約を実施せず、戻入の手続きを行っていないものがあった。	今年度については、コロナウイルス感染拡大により観光案内所の休業期間を設けたため、変更契約をし、戻入の手続きをした。 今後も契約金額に異動が生じる場合については、変更契約を実施し、対応する。

(注) 1 「指摘事項」の欄は、「財政援助団体等監査の結果」の「4 監査の結果」に記載された各課の指摘事項を転記してください。

2 「措置状況」の欄は、措置の内容を記載するとともに、措置年月日が特定できるものについては、その日付を記載してください。

また、措置の内容については「適正に処理しました。」等の抽象的な表現は避け、具体的な措置状況を記載してください。